日経ポテンシャルアセスメントに関する MARCO POLO 利用約款（スポット利用版）　Ver.1.0

第 1 条（目的）

本「日経ポテンシャルアセスメントに関する MARCO POLO 利用約款（スポット利用版）」（以下「本約款」という。）は、お客様（以下「甲」という。）が、株式会社日本経済新聞社（以下「丙」という。）の提供する「日経ポテンシャルアセスメント」（以下「NPA」という。）をスポット利用（年間利用契約によらないスポット利用）するにあたり、その基盤システムである「MARCO POLO アセスメントサービス」（以下「本件 ASP サービス」という。）を株式会社レイル（以下「乙」という。）が提供することから、甲乙双方が遵守すべき事項を定めるものである。なお、本約款は、本件 ASP サービスの円滑かつ適正な利用を確保することを目的とする。

第 2 条（甲の義務および禁止行為）

甲は、自らまたは第三者をして、いかなる方法によっても、本件 ASP サービスの検査内容を複写、複製、転載、引用、改変、編集、配信、翻案または第三者に開示してはならない。また、甲は、自らまたは第三者をして、いかなる方法によっても、本件 ASP サービスに関する解説その他の情報発信や出版物等の発行を行ってはならない。

第 3 条（秘密保持）

1. 甲および乙（以下「被開示者」という。）は、本件 ASP サービスの提供もしくは利用に関連して、相手方（以下「開示者」という。）から秘密である旨を明示のうえ開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、開示者の書面による事前承諾なく第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれない。
 (ア) 開示者による開示前に公知であった情報
 (イ) 開示者による開示前に被開示者が既に保有していた情報
 (ウ) 開示者による開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
 (エ) 被開示者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 (オ) 秘密情報に該当しない旨を開示者が明示した情報
 (カ) 秘密情報とは無関係に被開示者が独自に開発した情報
2. 乙は、甲の秘密情報を本件 ASP サービスの提供以外の目的に使用せず、甲の事前承諾なく第三者に開示してはならない。
3. 乙は、自らの役職員や甲の事前承諾を得た第三者に秘密情報を開示する場合には、本条と同等の秘密保持義務を課すものとする。
4. 法令等により開示義務を負う場合または裁判所や行政機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合には、第 1 項ならびに第 2 項の規定にかかわらず、被開示者は秘密情報を開示することができる。但しこれらの場合、被開示者は当該開示要求があったことならびに開示要求されている情報の内容について、法令の許容する範囲内において速やかに開示者に通知するものとする。

第 4 条（個人情報の取り扱い）

乙は、本件 ASP サービスの提供に際して取得した個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）その他関連法令およびガイドラインを遵守し、正確かつ安全に管理するとともに、甲の事前承諾なく第三者への提供または目的外利用を行ってはならない。また、乙は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等を防止するため、必要かつ合理的な措置を講じる。

第 5 条（各種データの保管・削除）

1. 乙は、甲が本件 ASP サービスを利用する過程で登録または分析処理された分析結果データ（以下「保管データ等」という。）を、受検日から 1 年間、甲から削除依頼がない限り保管する。
2. 受検日から 1 年経過後または甲の要請があった場合、乙は速やかに保管データ等を削除する。ただし、法令等により保存を求められる場合はこの限りでない。
3. 前項に関わらず、甲は、乙が保管データ等を個人情報保護法に定める「匿名加工情報」として適切に加工・保管し、当該匿名加工情報を基礎として、甲および被検者が識別できない統計情報を作成し、調査・分析等に活用することをあらかじめ承諾する。
4. 受検日から 1 年以内に、丙が今後提供を予定している NPA の年間利用を、甲が申し込み、丙が承諾した場合、甲は当該保管データ等を継続して利用できる。

第 6 条（本件 ASP サービス提供の停止）

1. 乙は、次のいずれかに該当する場合に本件 ASP サービスを停止することがある。
 (ア) 乙及び関連施設等の電気通信設備等の保守・工事等、やむを得ない事由があるとき
 (イ) 乙が設置する本件 ASP サービス用設備の障害等、やむを得ない事由があるとき
2. 前項の場合、乙は甲および丙に対し、(ア)については 7 日前までに、(イ)については事前に、その理由と期間を通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第 7 条（本件 ASP サービス利用の制限）

乙は、天災その他の非常事態の発生またはそのおそれがある場合に、本件 ASP サービスの利用を制限できる。この場合、できる限り事前に甲および丙に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第 8 条（有効期間）

本約款の有効期間は、NPA の利用開始日から 1 年間、または甲丙間で NPA の年間利用契約が締結されるまでのいずれか早い日までとする。

第 9 条（存続条項）

本約款の終了後も、第 2 条（甲の義務および禁止行為）、第 3 条（秘密保持）、第 4 条（個人情報の取り扱い）、第 10 条（損害賠償および免責）、第 11 条（準拠法および裁判管轄）は、引き続き効力を有する。

第 10 条（損害賠償および免責）

1. 甲または乙が、本約款に基づく通知や個別契約により特段の定めのある場合を除き、本約款に違反し、それが直接の原因で相手方に損害を与えた場合、当該当事者は損害を賠償する責任を負う。
2. 乙は、以下の場合に生じた損害について賠償の責任を負わない。
 (ア)　天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力などによる本件 ASP サービス提供への影響で甲に損害が生じた場合
 (イ)　甲の設備の障害又は本件 ASP サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等、甲の接続環境の障害により甲に損害が生じた場合
 (ウ)　善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本件 ASP サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受により甲に損害が生じた場合
 (エ)　第 6 条ないし第 7 条に基づき本件 ASP サービスの提供・利用を停止・制限したことにより甲に損害が生じた場合
 (オ)　その他、通常講ずるべき手段では防止できない障害の発生により甲に損害が生じた場合

第 11 条（準拠法および裁判管轄）

本約款は日本法に準拠し、本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議）

本約款に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決する。

（2025 年 10 月 6 日制定）

以上

「MARCO POLO アセスメントサービス」提供元（乙）：

〒162-0825　東京都新宿区神楽坂 6-67　株式会社レイル　HR ソリューション事業部　電話：03-5229-0015